

「農の雇用事業」 平成26年度第4回募集のご案内

農の雇用事業は、雇用の安定と農業担い手の育成を目的として創設された事業です。家族経営者・農業法人・農作業受託組織が、将来就農を志す者（※①）または新たな法人を設立して独立を志す者（※②）を雇用し、OJT研修を実施する場合、そのOJT研修経費の一部を国が助成します。

また、被災者向け事業も実施しておりますので、ご相談ください。

- ※①は「雇用就農者育成タイプ」
- ※②は「法人独立支援タイプ」となります。

※人件費への助成ではありません。
※採択後、定期的な実績報告が必要です。

①雇用就農者育成タイプ

1. 事業対象となる農業者（雇用者側）、および従業員（以下、「研修生」）

(1) 事業対象となる農業者

概ね年間を通じて農作業に従事し、その農畜産物の販売（加工品も含む）収入がある、家族経営者・農業法人・農作業受託組織。

(2) 事業対象となる研修生

就農（雇用就農・独立就農）意欲があり、平成26年5月1日～12月5日までの間に正社員（雇用期間を定めない従業員）として雇用され、応募時点で就業を開始している者。（※）

（※）厚生労働省（ハローワーク）が実施する「トライアル雇用」、または全国農業会議所が実施する「農業インターンシップ」を活用し、研修開始日（27年2月1日）までに正社員として採用する場合は、応募時点で有期間雇用でもOKです。

2. 助成額・期間・対象となる経費

(1) OJT研修を実施したことに対する指導者への謝金

97,000円/月 × 最長2年間

【97,000円の内訳】

- ① 1日の労働時間の中で、指導に割いた時間 2,400円/時
- ② 農業に必要な資格取得費（受験料・テキスト代・講習費）
- ③ 研修に必要な研修会・講習会への交通費・宿泊費 など

(2) 指導者側による、労務管理・人材育成・研修実施に必要な経費

36,000円/年 × 最長2年間

【36,000円の内訳】

- ① 研修会・講習会等への交通費・宿泊費・参加費
- ② テキスト代（書店での専門書籍購入費を含む） など

3. 事業に応募するための主な要件

【農業者（雇用者側）の要件】

- ① 概ね年間を通じて農作業に従事し、その農畜産物の販売（加工品も含む）収入がある、家族経営者・農業法人・農作業受託組織であること。
- ② 研修生と「雇用期間を定めない」正社員として雇用契約を締結すること。（例外あり）
- ③ 研修生を「労災保険」・「雇用保険」に加入させること。（例外あり）
- ④ 研修責任者として、農業経験5年以上の者を置くこと。
（1名の研修責任者が指導できる研修生の上限は3名まで）
- ⑤ 最低賃金法に違反しないこと。（現在：748円/時、毎年10月改定）
- ⑥ 週の平均労働時間が35時間以上であること。
- ⑦ 農の雇用事業と期間を重複する他の助成を受けていないこと。（例外あり）
- ⑧ 採択された場合、27年2月中旬～下旬に実施する研修会に出席すること。
（道内数カ所、1日間のうち午後、いずれか1会場に出席）

など

【研修生（従業員側）の要件】

- ①正社員としての採用日時時点で原則45歳未満であること。
- ②これまでの農業経験が5年以内であること。
※過去に経験した作目が現在と異なる場合でも農業経験に含めます。
また、農協等で農作業受託を受けている場合、受託作業期間も含めます。
- ③農業者（雇用者側）の代表者の3親等以内の親族ではないこと。
※ただし、親族以外の正社員がいて、その者と同等の労働条件で雇用されていて、労災保険・雇用保険（一般加入）に加入するならば対象にできます。
- ④過去に本事業で採択されていないこと。（例外あり）
- ⑤採択された場合、27年2月中旬～下旬に実施する研修会に出席すること。
（道内数カ所、1日間のうち午後、いずれか1会場に出席）

など

4. 応募期間・研修期間等

応募期間	平成26年11月1日（土）～12月5日（金） ※郵送の場合は期日必着。持ち込みは期日の夕方5時まで。
研修（助成対象）期間	平成27年2月1日～28年1月31日 ※別予算でもう1年継続可。
対象となる研修生	平成26年5月1日～12月5日までの間に、雇用期間を定めない正社員として雇用し、応募時点で就業していること。 ※ただし、厚生労働省（ハローワーク）が実施する「トライアル雇用」、または全国農業会議所が実施する「農業インターンシップ」を活用し、研修開始日（27年2月1日）までに正社員として採用する場合は、応募時点で有期契約雇用でもOKです。

5. 応募に必要な書類

※「農の雇用事業」ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>

(1) 必ず提出しなければならない書類

- ①様式研第1号「チェックリスト」
- ②様式研第2号-1「研修実施計画書」
- ③様式研第2号-1別紙「誓約書」(代表者氏名・研修生氏名は自署)
- ④様式研第3号「雇用契約内容確認書」(代表者氏名・研修生氏名は自署)
- ⑤参考様式①「研修責任者の履歴書」(顔が鮮明に分かる写真を貼付・申請日までの履歴を記載)
- ⑥参考様式②「研修生の履歴書」(顔が鮮明に分かる写真を貼付・申請日までの履歴を記載)
- ⑦研修生の生年月日が確認できる公的書類の写し(運転免許証・住民票など)
- ⑧個人情報の取り扱いに関する同意書

(2) 該当するならば提出しなければならない書類

①今回、初めて応募する場合	耕作証明書(原本) または農業経営改善計画認定書(写し)
②申請者が法人の場合	履歴事項全部証明書(原本・有効期限3カ月以内のもの)
③研修責任者として農業経験5年以上の者がいない場合	農業経営改善計画認定書(写し)
④研修生が代表者の3親等以内の親族の場合	親族以外の正社員の雇用契約書(写し) 雇用保険被保険者資格喪失届(写し)
⑤従業員が10名以上の場合	就業規則(写し) ※賃金規定・退職金規程等を別に定めている場合は、それぞれの提出も必要です。
⑥研修生を、正社員前から雇用している場合	当該期間の雇用契約書(写し)
⑦研修生が障がい者の場合	身体障害者手帳、療養福祉手帳、精神障害者福祉手帳、医師の診断書等のうち、いずれか1種類(写し)
⑧研修生が外国人の場合	在留カード(写し)
⑨農業インターンシップを活用している場合	農業インターンシップの承諾書(写し)
⑩トライアル雇用制度を実施している場合	トライアル雇用実施計画書(写し) ※公共職業安定所の受領印のあるもの

②法人独立支援タイプ

1. 事業対象となる農業者（雇用者側）、および従業員（以下、「研修生」）

（1）事業対象となる農業者

概ね年間を通じて農作業に従事し、その農畜産物の販売（加工品も含む）収入がある、家族経営者・農業法人・農作業受託組織。

（2）事業対象となる研修生

研修終了後 1 年以内に農業法人を設立し独立就農する意思があり、平成 26 年 12 月 5 日までに雇用され、応募時点で就業を開始している者。
（雇用期間は問いません）

2. 助成額・期間・対象となる経費

（1）OJT研修を実施したことに対する指導者への謝金

$$\begin{aligned} & \underline{97,000\text{円/月}} \times \text{最長2年間} \\ & + \underline{48,000\text{円/月}} \times \text{最長2年間} \end{aligned}$$

【97,000円および48,000円の内訳】

- ① 1日の労働時間の中で、指導に割いた時間 2,400円/時
- ② 農業に必要な資格取得費（受験料・テキスト代・講習費）
- ③ 研修に必要な研修会・講習会への交通費・宿泊費 など

（2）指導者側による、労務管理・人材育成・研修実施に必要な経費

$$\begin{aligned} & \underline{36,000\text{円/年}} \times \text{最長2年間} \\ & + \underline{24,000\text{円/年}} \times \text{最長2年間} \end{aligned}$$

【36,000円の内訳】

- ① 研修会・講習会等への交通費・宿泊費・参加費
- ② テキスト代（書店での専門書籍購入費を含む） など

3. 事業に応募するための主な要件

【農業者（雇用者側）の要件】

- ①概ね年間を通じて農作業に従事し、その農畜産物の販売（加工品も含む）収入がある、家族経営者・農業法人・農作業受託組織であること。
- ②研修生と雇用契約を締結すること。（雇用期間は問いません）
- ③研修生を「労災保険」・「雇用保険」に加入させること。（例外あり）
- ④研修責任者として、農業経験5年以上の者を置くこと。
（1名の研修責任者が指導できる研修生の上限は3名まで）
- ⑤最低賃金法に違反しないこと。（現在：748円/時、毎年10月改定）
- ⑥週の平均労働時間が35時間以上であること。
- ⑦農の雇用事業と期間を重複する他の助成を受けていないこと。（例外あり）
- ⑧採択された場合、27年2月中旬～下旬に実施する研修会に出席すること。
（道内数カ所、1日間のうち午後、いずれか1会場に出席）
- ⑨事業実施農業法人等が、過去に本事業の研修生として、研修実施年度の4ヶ年度前までに研修を開始した研修生の数が2人以上いる場合、新たに農業法人を設立し独立する予定で研修を開始したが、本事業を含む独立のための研修終了後1年以内に農業法人として独立していない研修生の数が3分の1を超えていないこと。

など

【研修生（従業員側）の要件】

- ①研修開始日（27年2月1日）時点で原則45歳未満であること。
- ②これまでの農業経験が5年以内であること。
※過去に経験した作目が現在と異なる場合でも農業経験に含めます。
また、農協等で農作業受託を受けている場合、受託作業期間も含めます。
- ③農業者（雇用者側）の代表者の3親等以内の親族ではないこと。
※ただし、親族以外の正社員がいて、その者と同等の労働条件で雇用されていて、労災保険・雇用保険（一般加入）に加入するならば対象にできます。
- ④過去に本事業で採択されていないこと。（例外あり）
- ⑤採択された場合、27年2月中旬～下旬に実施する研修会に出席すること。
（道内数カ所、1日間のうち午後、いずれか1会場に出席）

など

4. 応募期間・研修期間等

応募期間	平成26年11月1日(土)～12月5日(金) ※郵送の場合は期日必着。持ち込みは期日の夕方5時まで。
研修(助成対象)期間	平成27年2月1日～28年1月31日 ※別予算でもう3年継続可。
対象となる研修生	平成26年12月5日までの間に雇用し、応募時点で就業していること。(雇用期間は問いません)

5. 応募に必要な書類

※「農の雇用事業」ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>

(1) 必ず提出しなければならない書類

- ①様式研第1号「チェックリスト」
- ②様式研第2号-1「研修実施計画書」
- ③様式研第2号-1別紙「誓約書」(代表者氏名・研修生氏名は自署)
- ④様式研第3号「雇用契約内容確認書」(代表者氏名・研修生氏名は自署)
- ⑤参考様式①「研修責任者の履歴書」(顔が鮮明に分かる写真を貼付・申請日までの履歴を記載)
- ⑥参考様式②「研修生の履歴書」(顔が鮮明に分かる写真を貼付・申請日までの履歴を記載)
- ⑦研修生の生年月日が確認できる公的書類の写し(運転免許証・住民票など)
- ⑧個人情報の取り扱いに関する同意書
- ⑨**様式研第2号-3「法人独立研修計画書」**

(2) 該当するならば提出しなければならない書類

①今回、初めて応募する場合	耕作証明書(原本) または農業経営改善計画認定書(写し)
②申請者が法人の場合	履歴事項全部証明書 (原本・有効期限3カ月以内のもの)
③研修責任者として農業経験5年以上の者がいない場合	農業経営改善計画認定書(写し)
④研修生が代表者の3親等以内の親族の場合	親族以外の正社員の雇用契約書(写し) 雇用保険被保険者資格喪失届(写し)
⑤従業員が10名以上の場合	就業規則(写し) ※賃金規定・退職金規程等を別に定めている場合は、それぞれの提出も必要です。
⑥研修生を、正社員前から雇用している場合	当該期間の雇用契約書(写し)

⑦研修生が障がい者の場合	身体障害者手帳、療養福祉手帳、精神障害者福祉手帳、 医師の診断書等のうち、いずれか1種類（写し）
⑧研修生が外国人の場合	在留カード（写し）
⑨農業インターンシップを活用している場合	農業インターンシップの承諾書（写し）
⑩トライアル雇用制度を実施している場合	トライアル雇用実施計画書（写し） ※公共職業安定所の受領印のあるもの

**「雇用就農者育成タイプ」および「法人独立支援タイプ」の
応募書類のご提出先・お問合せ先**

北海道農業会議 担当：乾、渡辺
TEL 011-281-6761 FAX 011-281-6764
〒060-0005
札幌市中央区北5条西6丁目
第一道通ビル 5階